



# 「ニセコ町飲食・宿泊券配布」事業の取扱店を募集します!

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるニセコ町の経済対策の一つとして、下記のとおり町内消費の喚起を目的に**全町民(約5,000人)に飲食・宿泊券2,000円(500円券×4枚)を配布する事業**を行います。つきましては、取扱店を募集しますので、9月25日(金)までに下記により申込下さいますようご案内申し上げます。

使用期間	町民へ郵送(10月中旬から下旬)～3カ月(1月31日予定)
使用範囲	ニセコ町内の飲食と宿泊に限定します。
取扱店の負担金	取扱店の負担金・手数料はありません。
取扱店	ニセコ町内の飲食店と宿泊施設を対象に募集し、申込みのあった事業所を取扱店として町民に周知します。(事業所とは、サービスの提供が継続的に行われており、税務申告を行っている事とします。)
換金方法	使用済みの飲食・宿泊券を取扱店が商工会に持ち込み、商工会が後日、取扱店の指定口座(原則として北海道信用金庫ニセコ支店)に振り込みます。ただし、信金ニセコ支店に口座を開設できない場合は要相談。 (毎月10日締め当月20日払い。銀行休業日の場合は、翌営業日。)
換金期限	令和3年2月10日までに商工会に持参願います。
その他注意事項	① 飲食・宿泊券は転売、再利用、現金との交換は禁止します。(飲食・宿泊券を親族の宿泊に使用するなどの譲渡は可とします。) ② 飲食・宿泊券の額面以下の利用であっても釣銭をお渡ししないで下さい。 ③ 使用期限を過ぎた飲食・宿泊券は受け取らないで下さい。 ④ <u>換金期限(令和3年2月10日)を過ぎた飲食・宿泊券は換金できません。</u> ⑤ 発行者印・発行Noの双方、若しくはいずれかがない飲食・宿泊券は無効とします。 ⑥ 飲食・宿泊券の盗難、紛失、または滅失に対して、発行者はその責を負いません。 また、飲食・宿泊券の再発行は行いません。

※ 本事業はニセコ町とニセコ町商工会(☎44-2214)が連携して行う事業です。

## ニセコ町飲食・宿泊券配布事業 取扱店申込書 申込期限9月25日(金)

ニセコ町商工会 行

(申込方法: 直接持参、FAX: 44-1173 の他、必要事項を記載したメールでも受付いたします。E-mail: nsk@rose.plala.or.jp)

事業所名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

振込口座 ※原則として、北海道信用金庫ニセコ支店といたします。

金融機関

種別 普通 ・ 当座

口座番号

口座名義(カナ)